

第8号議案

中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

中間市ふるさと応援基金条例（令和5年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市ふるさと応援基金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと納税による寄附金（次に掲げる寄附金をいう。）の額から寄附の募集、返礼品の調達その他の寄附に係る事務に要する費用の額を除いた額を超えない範囲で、予算に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域再生法（平成17年法律第24号）<u>第13条の3</u>に規定する寄附による寄附金</p> <p>2 (略)</p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、ふるさと納税による寄附金（次に掲げる寄附金をいう。）の額から寄附の募集、返礼品の調達その他の寄附に係る事務に要する費用の額を除いた額を超えない範囲で、予算に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域再生法（平成17年法律第24号）<u>第13条の2</u>に規定する寄附による寄附金</p> <p>2 (略)</p>